

# 障害者総合支援法施行 3年後の見直しにむけて

---

小澤 温

(筑波大学大学院人間総合科学研究科)

# 10論点のうちここで取り上げる3論点

- 障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進
- 障害支援区分の認定を含めた支給決定
- 常時介護を要する障害者等に対する支援（特に、パーソナルアシスタンス制度について）

# 障害者の意思決定支援

- 意思決定支援はプロセス支援
- 意思形成支援→トライアル→意思決定支援→トライアル→意思決定→選択と行動へ
- 具体的には、サービス等利用計画、個別支援計画の策定に、パーソンセンタード(利用者中心)計画の手法を導入し、利用者との共同作業でプランニングとその実行を行う。
- これは、法的な手続きではないので、プランニングに関わるスタッフの専門的な職能にソーシャルワークを明確に位置づける。
- 法律はアウトカム(結果)を重視するが、ソーシャルワークはプロセス(過程)を重視する。

# 障害者権利条約第12条

- 締結国は、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 締結国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有することを認める。
- 締結国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用することができるようにするための適当な措置をとる。
- 以下、略

# 成年後見制度に対する障害者権利条約第12条の影響

- 支援を受けた意思決定の重視
- これまでの代行決定に対する批判
- わが国の代行決定を重視した成年後見制度のあり方の見直しにもつながっていく。
- 利用者中心ケアマネジメントからのアプローチでの意思把握と決定支援
- (障害等の状況により)利用者中心ケアマネジメントがむずかしい場合の「最善の利益」(ベストインタレスト)の保障システムの構築

# 障害支援区分の認定を含めた支給決定

- 機能障害の尺度は作ることにはできるが、支援の尺度は、機能障害＋(ハード、ソフト)環境の影響＋利用者自身の意欲(エンパワメント)などの諸要素の組み合わせなので、簡単にはできない。
- 支援の尺度を作ることではなく、支援に関する総合的なアセスメントを実施する方が現実的。
- 支援の総合的なアセスメントは、機能障害側面、(ハード、ソフト)環境側面、利用者の意欲的側面の3側面から構成する。
- このような考え方は、欧米のサービス必要度の判断にも近い考えではあるが、わが国で応用するには総合的なアセスメントを実施できる人材の確保と育成の問題につきあたる。

# 2011年の骨格提言(支給決定)を改めて考える

- ソーシャルワークに基づいた相談支援を行うという点ではきわめて妥当な提案だったと考える。
- ポイントは、以下の3点である。
- ①利用者の支援を公的な制度に関わる前から支援(エンパワメント支援)し、そのようなインフォーマル支援に補助をしておくこと。
- ②本人中心(利用者中心)計画を策定すること。
- ③障害程度区分等の外的な尺度を廃止し、ソーシャルワークアセスメントに基づいたガイドラインを市町村が作成すること。

# 2011年の骨格提言（支給決定）の実行上の課題を考える

- 障害程度区分、障害支援区分の廃止をめぐる論理が不十分だったこと。（機能障害の尺度 対 支援の必要量の尺度）
- 利用者中心計画とソーシャルワークの関係が不明瞭だったこと。当事者と専門職との関係の論理が不十分だったこと。必要な専門性と人材育成に実行策を欠いたこと。
- 利用者中心ケアマネジメント論の内容理解が不十分だったこと。（個人中心計画、ストレングスケアマネジメント論をもう少し深め、それに基づいた人材育成・研修プログラムを開発すべきだった。）

# 常時介護を要する障害者に対する支援（特に、パーソナルアシスタンス制度について）

- パーソナルアシスタンス制度は、利用者自身が最適な介助者（資格、専門性、指定事業者とは無関係）を選定し、マネジメントする制度
- 補助方式は、直接給付（ダイレクトペイメント）、あるいは、それに近い形態をとる。
- 長所は、利用者自身が最適な介助者を見つけるため、介護事業者等の基盤整備にコストがかからない。利用者の柔軟なニーズに対応するので、利便性が高い。利用者主権の理念に近くなる。
- 短所は、最適な介助者がみつかるのか、介助者マネジメントが適正なされるか、直接給付形態を取るため、補助額は確定され、それが給付の上限になる可能性が高い。